

# 「KS キッカーズ LEONE 会則」

## 第1章 総則

- 第一条 (名称)  
本会は、KS キッカーズ LEONE と称する。(略称:KS)とする。  
小平市サッカー協会への登録チーム名を「KS キッカーズ LEONE」とし、東京都少年サッカー連盟 14 ブロックへの登録チーム名を「KS LEONE」とする。(以下総称して「本クラブ」という)
- 第二条 (目的)  
本クラブは、サッカーを通じて青少年の健全なる心身の発育と技術の向上を図り、試合の楽しさを知りチームワークを育む事を目的とする。
- 第三条 (活動)  
本クラブは第二条の目的を達成するために次の活動を行う。  
1、定期練習の実施  
2、試合・その他の試合の実施・参加  
3、合宿・野外活動の実施  
4、その他、目的達成に発揚と思われる活動
- 第四条 (会員)  
本クラブの会員は、小平市回田町周辺の年長および小学生を対象とし、練習参加が可能であれば地域・性別を問わず受け入れる。
- 第五条 (入会・退会・休会)  
1、入会・退会は、保護者が所定の用紙に必要事項を記入して事務局に提出する。  
2、退会にあたっては退会届の提出を持って退会とし、届けが提出されない限り在籍とみなし、会費を徴収する。  
3、休会の場合は、本クラブに休会の連絡を持って休会とする。すでに会費を納付している場合でも、返金は認めない。
- 第六条 (仮入会)  
本クラブ入会希望者は体験のために相当の日数を設け、仮入会期間を設けることが出来る。なお、上記期間中会費は徴収しないが、スポーツ障害保険の加入は義務とする。
- 第七条 (会費)  
1、平成28年度、月会費 500 円/年長、1,500 円/1～3 年、2,000 円/4～6 年とし、四半期毎に徴収する。  
2、合宿等の費用については、都度徴収するものとし、合宿前に説明会を実施する。

## 第2章 運営

- 第八条 (組織および役員)
- 1、本クラブの基本方針を決定するためコーチ委員会を設立し、基本方針に基づく本クラブ運営の実務を行うためのチーム役員と次の委員をおく。ただし兼任もあり得る。  
チーム役員:1)代表 1名 2)副代表 2名 3)会長  
コーチ委員:1)監督 1名 2)助監督 1名 3)学年担当コーチ 5～6名 4)事務局 1名  
5)書記 1名 6)会計 1名 7)監査 1名 8)購買 1名 9)一般委員
- 2、役員および委員はコーチボランティアで行い、報酬は原則として無報酬とする。ただし、会員の技術向上を必要とされる外部の指導員等もこの限りではない。なお、経費は報酬の内に入らない。
- 3、各委員はコーチ委員の3分の2以上の承認で決定する。

- 第九条 (役員および委員の任期)  
役員および委員の任期は1年とする。ただし、再任はあり得る。欠員が生じた時は速やかに後任を選出する。
- 第十条 (役員および委員の主たる職務)
- 1、代表は本クラブを代表し、年間の事業計画の作成等本クラブに関わる事項の運営・統括と、総会の招集を行い、最高決定機関であるコーチ委員会の一員とする。
  - 2、コーチ委員会は、本クラブ運営の統括を行い、以下の職務を行う。ただし、この職務を役割分担で各委員または係りに振り分ける事ができる。また、監督は各委員を招集しコーチ委員会を開催し、本クラブの運営に関わる事項を決議する。なお、最終決議案が会則の変更および追加事項である場合は、代表が総会を招集する権限を有する。  
「コーチ委員の職務」(代表の職務以外)  
全会員のデータ管理(名簿、連絡網の管理・作成)、日本サッカー協会への登録および抹消手続きとWeb管理、練習場所の確保、会員への広報、公式戦抽選会およびコーチ会議等の参加、会費の管理、備品の手配および管理、練習スケジュールの確定、合宿の開催と統括、各学年の招待大会および桜杯の開催。なお、その他必要な業務がある場合は、その都度、コーチ委員会で協議する。
  - 3、代表および事務局は諸連絡事項を各学年コーチへ伝達しまとめ役とする。
  - 4、コーチは、日本サッカー協会のライセンスを積極的に取得し、会員の安全と技術向上に努める。
  - 5、会計(場合によっては事務局が代行)は、会員の入退会の手続き、コーチのスポーツ安全協会への保険加入手続きおよびそれに伴う必要書類の申請手続き、会員・保護者の保険加入手続きの管理を行う。なお、この職務を役割分担で各係りに振り分ける事が出来る。
  - 6、会計は、学年幹事が徴収したクラブ会費を保管し、経費の支払い、クラブ費出納帳の記帳および管理を行い、総会で会計報告を行う。
  - 7、監査は年に一度クラブ費の会計監査を行い、定期総会にて監査報告を行う。
  - 8、その他詳細については、基本方針に基づきコーチ委員会にて協議し決定する。
- 第十一条 (役員および委員の選出)  
役員および委員の選出は、コーチ委員会の互選によるものとする。

### 第3章 会員(保護者)の義務・合意事項

- 第十二条 (会員の義務)
- 1、会員の保護者は、コーチとの連絡係りおよび学年役員をおき、クラブ会費の徴収、事務局の補佐および諸連絡事項を会員の保護者に伝達し、学年内での一般事項を取りまとめる。なお、この職務を役割分担で各係りに振り分ける事が出来る。
  - 2、会員の保護者は、会の運営に協力するものとする。協力の範囲は、会員の送迎、グラウンドの取得、学校との協議、備品の搬入搬出、招待大会の運営補助など、コーチが出来ない範囲において出来るだけ最小限にとどめる。
  - 3、会費納入の義務  
※スポーツ障害保険代含む  
総会での決議に基づき会費を納入する義務を負う。又スポーツ障害保険加入の義務を負う。
  - 4、本クラブ練習着購入の義務(平成29年度)  
原則、4年生以上の会員は、本クラブ指定の練習着を購入する。
  - 5、選手登録は東京都少年サッカー連盟にメンバー登録を行う。したがって、他のクラブでの二重登録は出来ない。

#### 第十三条 (会員資格の失効について)

指導者が適当と認めた会員に対し、指導者においてその資格に疑問が生じた場合には、保護者との連絡の上、会より退くことを命じる事がある。また、会員の保護者や関係する者の言動が、本会に対し著しく支障をきたすと思われる場合は、コーチ委員会で協議の上、会より退くことを命じる事がある。

#### 第十四条 (事故に関する民事責任についての合意)

本クラブの管理下における活動中の事故及び本会の指定する場所・解散場所と本会員の住所との通常の経路往復中の事故に際し、会・会員・指導者に対しその損害賠償請求をなすにあたり、スポーツ安全協会の決定する保険金の限度内にその請求をとどめ、その限度を超える分については民事上の請求をしないことを約束するものである。

#### 第十五条 (その他)

第一条から第十四条に示した内容以外に議案が発生した場合は、コーチ委員会にて協議し決定する。

#### 改定履歴

2015年4月29日	初版
2016年4月24日	本会則タイトルの改定 第一条:チーム名の改定 第七条の一:会費の改定 第十二条の四:年度の更新
2017年4月23日	第十二条の四:年度の更新